

バリアフリー改修に伴う固定資産税減額規定の適用申告書

令和 年 月 日

鏡野町長 殿

住所
納税義務者 フリガナ
氏名
個人番号
(法人番号)
電話番号
(法人の場合は、所在地、名称、法人番号、代表者氏名及び電話番号)

地方税法附則第15条の9 第4項又は第5項に規定するバリアフリー改修住宅及び専有部分に対する固定資産税の減額について、鏡野町税条例附則第10条の3 第9項の規定により次のとおり申告します。

家屋の所在	鏡野町	家屋番号		家屋の種類	
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日	バリアフリー改修工事が完了した年月日	年 月 日
バリアフリー改修工事に要した費用	円		左記費用に充てる補助金等の額	円	
区分所有に係る家屋以外の家屋	総床面積 m ²	内訳	床面積(A)	左のうちの貸家部分(B)	特定居住用部分(A-B)
		居住部分	m ²	m ²	m ²
		非居住部分	m ²		
区分所有に係る家屋 (区分所有面積 m ²)	左のうちの専有面積 m ²	専有面積の内訳	床面積(A)	左のうちの貸家部分(B)	特定居住用部分(A-B)
		居住部分	m ²	m ²	m ²
		非居住部分	m ²		
改修工事を必要とする方	氏名	(年 月 日生)			
	住所				
	該当区分	<input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定者 <input type="checkbox"/> 障がい者			
本申告書の記載内容を審査するにあたり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに 同意します ・ 同意しません ※同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。					
バリアフリー改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由					

※添付書類

- ① いずれかの書類の写し(65歳以上の高齢者:住民票の写し(町外在住の方のみ)/要介護・要支援認定者:被保険者証の写し/障がい者:障害者手帳)
- ② 申告の日に居住していることを確認できる住民票(町外在住の方のみ)
- ② バリアフリー改修の費用が確認できる書類
- ③ 補助金や介護保険からの給付等を受けている場合は、当該金額が明らかな書類
- ④ 工事図面及び改修工事箇所の写真(改修前、改修後のもの)

バリアフリー改修に伴う固定資産税減額規定の適用申告書

令和 7 年 4 月 10 日

鏡野町長 殿

納税義務者 住 所 岡山県苫田郡鏡野町竹田660
フリガナ カガミノ タロウ
氏 名 鏡野 太郎
個人番号 (法人番号) 123456789101
電話番号 (0868)54-2985
(法人の場合は、所在地、名称、法人番号、代表者氏名及び電話番号)

地方税法附則第15条の9 第4項又は第5項に規定するバリアフリー改修住宅及び専有部分に対する固定資産税の減額について、鏡野町税条例附則第10条の3 第9項の規定により次のとおり申告します。

家屋の所在	鏡野町 竹田660	家屋番号	660番	家屋の種類	居宅
建築年月日	H25年 4月 1日	登記年月日	H25年 4月 1日	バリアフリー改修工事が完了した年月日	R7年 4月 1日
バリアフリー改修工事に要した費用	700,000 円		左記費用に充てる補助金等の額	100,000 円	
区分所有に係る家屋以外の家屋	総床面積 100 m ²	内訳	床面積(A)	左のうちの貸家部分(B)	特定居住用部分(A-B)
		居住部分	100 m ²	0 m ²	100 m ²
		非居住部分	0 m ²		
区分所有に係る家屋 (区分所有面積 m ²)	左のうちの専有面積 m ²	専有面積の内訳	床面積(A)	左のうちの貸家部分(B)	特定居住用部分(A-B)
		居住部分	m ²	m ²	m ²
		非居住部分	m ²		
改修工事を必要とする方	氏名	鏡野 花子 (S34 年 4 月 1 日生)			
	住所	岡山県苫田郡鏡野町竹田660			
	該当区分	<input checked="" type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 要介護・要支援認定者 <input type="checkbox"/> 障がい者			
本申告書の記載内容を審査するにあたり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況を固定資産税担当課が各業務担当課へ照会することに 同意します ・ 同意しません ※同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。					
バリアフリー改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由					

※添付書類

- ① いずれかの書類の写し(65歳以上の高齢者:住民票の写し(町外在住の方のみ)/要介護・要支援認定者:被保険者証の写し/障がい者:障害者手帳)
- ② 申告の日に居住していることを確認できる住民票(町外在住の方のみ)
- ② バリアフリー改修の費用が確認できる書類
- ③ 補助金や介護保険からの給付等を受けている場合は、当該金額が明らかな書類
- ④ 工事図面及び改修工事箇所の写真(改修前、改修後のもの)